

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の  
一部を改正する規則

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「に240分の260.5（総括的業務を行う職務に従事する者にあつては、240分の261.4）を乗じて得た額」を削る。

第6条第3項中「第4項」を「第5項」に改める。

第9条第1項第4号中「第2条各号（第5号、第7号及び第8号を除く。）」を「第2条第1号から第4号まで」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている職員のうち、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第28条第2項の規定により読み替えて適用する育児休業条例第7条第1項に規定する勤務した期間がある職員以外の職員

第9条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第4項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改め、同条第6項中「得た額を」の次に「同項に規定する額に」を加え、同条第7項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第1号中「第2条第3号、第4号又は第7号」とあるのは、「第2条第3号又は第4号」と読み替えるものとする。

第9条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「前項」を「第7項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 給与条例の適用を受ける職員

第9条第8項第2号中「受ける職員」の次に「（同条例第27条の規定の適用を受ける職員を除く。）」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 育児休業条例第28条第2項の規定により読み替えて適用する育児休業条例第7条第1項に規定する規則で定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 期末勤勉手当規則第2条第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間  
(2) 休職にされていた期間（給与条例第12条第1項、第2項及び第3項第1号に規定する休職の期間を除く。）  
(3) 育児休業をしていた期間

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(勤勉手当)

第10条 条例第10条の2第1項の規則で定める会計年度任用職員とは、基準日におい

てフルタイム会計年度任用職員又は月額パートタイム会計年度任用職員である者であつて、次に掲げる職員以外のものとする。

- (1) 週勤務時間が15時間30分に満たない職員
  - (2) 任用期間が6月未満又は6月未満の見込みである職員
  - (3) 国際交流員の職にある職員
  - (4) 次のいずれかに該当する職員
    - ア 期末勤勉手当規則第2条第3号又は第4号に掲げる職員
    - イ 期末勤勉手当規則第13条第1号に掲げる職員
    - ウ 育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第28条第2項の規定により読み替えて適用する育児休業条例第7条第2項に規定する勤務した期間がある職員以外の職員
- 2 条例第10条の2第1項の規則で定める日は、期末勤勉手当規則第23条に規定する勤勉手当の支給期日とする。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に第6項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に第9項及び第10項に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。
- (1) 条例第10条の2第1項の会計年度任用職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た総額
  - (2) 条例第10条の2第1項の会計年度任用職員のうち、別表第2第3号から第9号までに規定する者及び元本市職員等会計年度任用職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た総額
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料又は基本報酬の月額に相当する額とする。
- 5 前条第6項各号に掲げる者に対して第3項前段の規定を適用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を同項に規定する額に加算した額を第3項前段の勤勉手当基礎額とする。
- 6 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、期末勤勉手当規則第16条の表に定める割合とする。
- 7 前項の勤務期間は、フルタイム会計年度任用職員又は月額パートタイム会計年度任用職員として在職した期間（週勤務時間が15時間30分に満たない任用に係る期間を除く。次項において「在職期間」という。）とし、その期間の算定については、期末勤勉手当規則第17条第2項（第3号、第6号及び第11号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「第2条第3号、第4号又は第7号」とあるのは「第2条第3号又は第4号」と、同項第7号中「条例第27条」とあるのは「堺市会計年度

任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条」と読み替えるものとする。

8 前条第9項の規定は、在職期間の算定について準用する。この場合において、同項中「第7項」とあるのは、「第10条第7項」と読み替えるものとする。

9 次項本文に規定する職員以外の会計年度任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が定めるものとする。ただし、市長は、次の各号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務成績が良好な職員 100分の102.5

(2) 勤務成績が良好でない職員 100分の102.5未満

10 別表第2第3号から第9号までに規定する者及び元本市職員等会計年度任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が定めるものとする。ただし、市長は、次の各号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務成績が良好な職員 100分の48.75

(2) 勤務成績が良好でない職員 100分の48.75未満

11 前2項の規定にかかわらず、基準日以前6か月以内の期間において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により懲戒処分を受けた会計年度任用職員その他の市長が定める会計年度任用職員の成績率については、別に市長が定めるものとする。

12 前3項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率について必要な事項は、市長が定める。

13 任命権者は、会計年度任用職員の勤勉手当について、この条の規定により難いと認める場合は、当該規定が適用される会計年度任用職員との権衡を失しない範囲において別に定めることができる。

（端数計算）

第11条 第9条第3項の期末手当基礎額又は前条第3項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則第2項を次のように改める。

2 継続職員のうち、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和2年規則第29号）第4条の規定による改正前の堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年規則第120号。以下「非常勤報酬規則」という。）別表第4第3号の適用を受けていた職員に係る条例附則第2項に規定する規則で定める額は、月額238,400円とする。

附則第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「1」に「14.6」を「。以下この項において「経過措置月額」という。）に「14.6」に、「同表に基づき基本報酬を」を「経過措置月額を基本報酬として」に改め、同項に後段として次のように加

える。

この場合において、1会計年度における勤勉手当は、第10条第9項第1号に掲げる職員に該当するものとして算定することとする。

附則第12項を附則第14項とする。

附則第10項中「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「(施設の長を兼ねる医師の特例)」を付する。

附則第8項を附則第11項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(継続職員の特例)」を付し、同項の前に次の2項を加える。

8 附則第3項又は附則第4項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第9条第3項の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の130」とする。

9 第10条第1項の規定にかかわらず、附則第3項又は附則第4項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者については、条例第10条の2第1項の規則で定める会計年度任用職員でない者とみなす。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 条例附則第3項の規定に基づき、継続職員のうち非常勤報酬規則附則第2項及び附則第3項の規定に基づく基本報酬を受けていた職員であつて、その者の受ける基本報酬に基づき算出した1会計年度における基本報酬、期末手当及び勤勉手当の合計額が、非常勤報酬規則附則第2項及び第3項の規定に基づき算定した額に12を乗じて14.6で除して得た額(当該額に100円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り上げた額。以下この項において「凍結報酬月額」という。)に14.6を乗じて得た額に達しないこととなるものについては、令和7年3月31日までの間、凍結報酬月額を基本報酬として支給する。この場合において、1会計年度における勤勉手当は、第10条第9項第1号に掲げる職員に該当するものとして算定することとする。

別表第2中「383,000円」を「349,000円」に、「235,400円」を「215,300円」に、「224,800円」を「207,100円」に、「238,400円」を「219,700円」に、「236,300円」を「217,700円」に、「189,200円」を「174,300円」に、「148,900円」を「137,100円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。